

下関市立大学教員選考規程

平成 19 年 5 月 30 日

規 程 第 9 4 号

改正 平成 22 年 12 月 20 日規程第 35 号

平成 27 年 3 月 26 日規程第 47 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 選考の基準（第 3 条―第 6 条）
- 第 3 章 昇任及び採用の手續（第 7 条―第 10 条）
- 第 4 章 雑則（第 11 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学定款第 23 条第 3 号及び第 4 号に基づき、下関市立大学に勤務する教員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において教員とは、法人との契約により大学の常勤の教授、准教授、助教、講師として雇用され、公立大学法人下関市立大学職員就業規則が適用される者をいう。

第 2 章 選考の基準

（選考の基本方針）

第 3 条 教員の選考は、人格、学歴、職歴、教授能力、教育及び研究の業績、学界及び社会における活動並びに健康等について行うものとする。

（教授の選考）

第 4 条 教授は、前条に定めるところに従い、次の各号の一に該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者の中から選考する。

- (1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、教育上の経験又は識見を有する者
- (2) 公刊された著書論文等により博士の学位に準ずると認められる研究上の業績を有し、教育上の経験又は識見を有する者
- (3) 大学において教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (4) 大学において准教授又は助教授の経歴があり、前号に準ずる教育研究上の業績があると認められる者

- (5) 芸術、体育等については、特殊の技能に秀で教育の経歴がある者で、大学において准教授又は助教授の経歴のある者
- (6) 選考分野について、その他前各号に準ずる特に優れた知識及び経験を有する者
(准教授の選考)

第5条 准教授は、第3条に定めるところに従い、次の各号の一に該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者の中から選考する。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 修士の学位を有し教育上の経験又は識見を有する者
- (3) 公刊された著書論文等により修士の学位に準ずると認められる研究上の業績を有し、教育上の経験又は識見を有する者
- (4) 大学を卒業し、大学の附置研究所若しくは研究施設又は教授会の意見を聴いて学長が認める研究機関、官公庁若しくは会社等に相当年数在職し、修士の学位に準ずると認められる研究上の業績を有し、教育上の経験又は識見を有する者
- (5) 大学において准教授又は助教授の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (6) 大学において助教又は専任の講師の経歴があり、前号に準ずる教育研究上の業績があると認められる者
- (7) 芸術、体育については、特殊の技能に秀で教育の経歴のあるもので、大学において助教又は講師の経歴のある者
- (8) 選考分野について、その他第2号から前号までに準ずる特に優れた知識及び経験を有する者
(講師の選考)

第6条 講師は、第3条に定めるところに従い、次の各号の一に該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者の中から選考する。

- (1) 第4条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) 修士の学位を有する者、旧大学令による大学院3年以上在学した者又は大学において3年以上助手又はこれに準ずる職員としての経歴がある者で教育研究上の能力があると認められるもの
- (3) 大学の附置研究所若しくは研究施設又は教授会の意見を聴いて学長が認める研究機関、官公庁若しくは会社等に相当年数在職し、前号に準ずる研究上の能力があると認められる者
- (4) 大学において専任の講師の経歴があり、教育研究上の業績があると認められる者
- (5) その他特殊な選考分野について教育上の経歴があると認められる者

- (6) 選考分野について、その他第2号から前号までに準ずる特に優れた知識及び経験を有する者

第3章 昇任及び採用の手続

(審査委員会の設置)

第7条 学長は、教授会に対し、教員の昇任及び採用の審査を行うため、その都度審査委員を設置する。

(審査委員会の組織)

第8条 審査委員会は、各学科会議から選出された委員5名をもって組織する。

- 2 審査委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、それぞれ委員の互選によるものとする。
- 3 委員長は審査委員会を代表し、審査委員会の会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 5 その他審査委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会の意見聴取)

第9条 審査委員会は、昇任又は採用の審査を行い、その経過及び結果を学長に報告する。

- 2 学長は、前項の報告を受け、昇任又は採用の候補者の教育研究業績の審査結果の妥当性について教授会に対し意見を求める。
- 3 教授会は、前項の規定による学長の求めを受けたときは、審査結果の妥当性について投票を行う。この場合教授会は構成員の3分の2以上の出席がなければ投票を行うことができない。
- 4 前項に定める投票において審査結果を妥当とするためには、次の各号に定めるところによらなければならない。
 - (1) 教授に昇任の場合 教授のみの投票によりその過半数の票を得ること。
 - (2) 准教授に昇任の場合 教授及び准教授の投票によりその過半数の票を得ること。
 - (3) 採用の場合 出席者の3分の2以上の票を得ること。
- 5 前2項の規定による投票は、単記無記名とする。

(任用)

第10条 学長は、前条第2項の規定に基づく教授会の意見を聴いて、任用について判断し、適当と認めるときは、当該任用について教育研究審議会に審議を求める。

- 2 学長は、前項の規定に基づく審議の結果、承認されたときは、理事長に当該任用を申し出る。
- 3 理事長は、前項の規定による学長からの申出がなされたときは、当該任用を行う

ものとする。

第4章 雑則

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月30日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 当分の間、助教の選考基準については第6条の規定を準用する。

附 則（平成22年12月20日規程第35号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規程第47号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。